

# 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の2第1項
処 分 の 概 要：運転免許取得者教育の認定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者教育の認定） 運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者教育指導員）、第3条（設備）、第4条 （課程の基準）及び第5条（認定の申請）
審 査 基 準：運転免許取得者教育の認定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：